

環境省令第三十三号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項から第三項まで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）第八条の二第一項、第八条の三、第九条第五項（同法第九条の三第十項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項、第十五条の二の二、第十五条の二の四及び第十五条の二の五第三項並びに南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第百二十四号）第四条の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月十日

環境大臣 若林 正俊

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令

（排水基準を定める省令の一部改正）

第一条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の亜鉛含有量の項中「五」を「二」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号。以下「埋立場所等排出廃棄物判定基準省令」という。)の一部を次のように改正する。

別表第一の第十一項中「五ミリグラム」を「二ミリグラム」に改める。

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正)

第三条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府令第一号。以下「最終処分基準省令」という。)の一部を次のように改正する。

別表第一の亜鉛含有量の項中「五ミリグラム」を「二ミリグラム」に改める。

(南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第八の亜鉛含有量の項中「五以下」を「二以下」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から五年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）の第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 附則別表の中欄に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する特定事業場から排出される水（公共水域に排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業

種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の排水基準省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量についての排水基準については、施行日から六月間は、改正後の排水基準省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十条第二項第三号に掲げる廃棄物の排出を行っている者が同号に掲げる廃棄物の排出を行う場合における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染防止法施行令」という。）第五条第一項第一号の規定に基づき埋立場所等排出廃棄物判定基準省令第一条第一項に規定する基準については、施行日から六月間は、第二条の規定による改正後の埋立場所等排出廃棄物判定基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）

第八条第一項の規定による許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場、同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条の二の四の規定による届出をしている者の当該届出に係る一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）に係る技術上の基準及び維持管理に係る技術上の基準については、施行日から六月間は、第三条の規定による改正後の最終処分基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準については、施行日から六月間は、第三条の規定による改正後の最終処分基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に一般廃棄物の埋立処分の用に供されている場所において一般廃棄物の埋立処分を行う場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三

号口の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の七の三第三号に規定する設備の基準並びに同規則第一条の七の四第一号及び第二号に規定する措置に関する基準については、施行日から六月間は、第三条の規定による改正後の最終処分基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に海洋汚染防止法施行令第五条第一項第二号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等（海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等をいう。）に設けられている余水吐きから流出する海水の水質について余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）第一項第一号に規定する排水基準については、施行日から六月間は、第三条の規定による改正後の最終処分基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行の際現に南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。以下「南極環境保護法」という。）第七条第一項の確認を受けている者又は確認の申請をしている者の当該確認又は当該申請に係る南極地域活動（南極環境保護法第三条第三号に規定する南極地域活動をいう。）におい

て行う液状廃棄物（南極環境保護法第十六条第二号に規定する液状廃棄物をいう。以下同じ。）の海域への排出に係る液状廃棄物について南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条に規定する基準については、施行日から六月間は、第四条の規定による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令の一部改正）

第八条 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。

附則別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 一リットルにつき ミリグラム)	金属鋳業 無機顔料製造業 無機化学工業製品製造業(ソーダ工業、無機顔料製造業、 圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ) 表面処理鋼材製造業 非鉄金属第一次製錬・精製業 非鉄金属第二次製錬・精製業 建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限 る。)	五

	<p>溶融めつき業</p> <p>電気めつき業</p> <p>下水道業（金属鋳業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めつき業又は電気めつき業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）</p>	
<p>備考</p> <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場を</p>		

いう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において、 C_i 、 Q_i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常
の値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位
一日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

